

村山市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市が発注する建設工事の契約締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとときの調査を行ない、そのうえで落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする工事は、設計金額が130万円以上の請負契約に係る工事（以下「工事」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、工事の請負契約に係る競争入札において、契約の相手方となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を別に定めるものとする。

2 契約担当者（村山市契約に関する規則（昭和39年村山市規則第4号）第2条に定める契約担当者をいう。以下同じ。）は、予定価格を記載する書面に「調査基準価格〇〇円」と記載するものとする。

3 調査基準価格は、入札後公表するものとする。

(内訳書の提出)

第4条 対象工事の入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

2 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とする。

(失格数値基準)

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合において、提出された内訳書に基づき、別に定める失格数値基準に該当するかどうかを確認するものとする。

2 前項の基準に該当する入札者は失格とする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、対象工事の入札を行うときは、入札に参加しようとするもの

に対し、次の各号について説明しなければならない。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格及び失格数値基準が設定されていること
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低の価格をもって入札したものであっても必ずしも落札者とならない場合があること
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならないこと
- (5) 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とすること
- (6) 失格数値基準に該当する者は、失格となること

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第7条 入札執行者は、競争入札の結果、最低価格が調査基準価格を下回り、かつ失格数値基準に該当しなかった場合には、当該全入札者に対して落札の保留を宣言するものとする。

2 前項により落札を保留した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書きの規定により調査を実施した後、落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了するものとする。この場合において、当該工事の事務を所管する課等の長（以下「所管長」という。）は、第5条第1項及び第2項の判定により失格とならない者のうち最低価格入札者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて速やかに調査するものとする。

(低入札価格調査委員会への付議)

第8条 所管長は、前条の調査結果を村山市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）へ付議しなければならない。

(落札者の決定及び通知)

第9条 入札執行者は委員会の審議の結果を受け、第7条の最低価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者と決定し、入札結果を全入札参加者に通知するものとする。

2 入札執行者は、委員会の審議の結果を受け、第7条の最低価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格（予定価格の制限内で調査基準価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても、前2条及び前項の手続きを経て入札執行者が当該価格によって契約の内容に適合した履行がされると認める

ものに限る。)の入札者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定し、最低価格入札者に対しては落札者とし、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第10条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳の提出及びその内容聴取
- (2) 施工計画書の内容聴取
- (3) 重点的な監督業務の実施
- (4) 労働安全担当官署との連携
- (5) 入念な検査の実施
- (6) その他必要な措置

(閲覧に供する書面への特記)

第11条 低入札価格調査制度の調査対象者が工事を落札した場合においては、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか低入札価格調査制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成18年9月30日までの間に係る第2条の規定の適用については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事中、建築一式工事については、第2条中「130万円」とあるのは「700万円」とし、土木一式工事、舗装工事、電気工事、管工事及び水道施設工事については「500万円」とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。